

電子複写不可

昭和一十年及び一十五年

久米島海軍部隊の戦鬪、投降、指揮上進等関連史料

鹿山正（久米島特設見張所長 海軍少尉）



久米島陸戦隊の戦闘

一九三一年六月二十六日、米南四諸島攻撃隊（指揮官一・ニ・ハラン少将）上陸隊無七十七騎団（指揮官A・O・ブルース陸軍少将）が久米島に上陸して来た。

久米島守備兵力は電探見張所員（所長鹿山兵曹長）二十七名のみであったが、その後連軍船三艘（不時着船乗組員二名、輸送員船員七名）を以て来島中の山根部隊（連隊設立隊員七名、回軍属一名）九名に加え、沖縄本島並びに慶良間列島脱出の陸軍軍人軍属（下士官兵二十名、軍属九名）二十九名を含むせ、敵上陸時の守備兵力は合計六十八名であった。尚同島には本來陸軍部隊の配備はなかつたのである。

六月二十三日、「沖縄戦勝利」の米軍放送宣伝により、指揮官鹿山兵曹長は沖縄本島戦の終局を承認していた。二十六日敵一ヶ師団の上陸を迎え、回田〇八一〇歩兵連を発令し、凡ての通信機を破壊、機密書類等を焼却した上、遠峰戦を展開した。

敵は飛行場三ヶ所を久米島に建設する「三井三田」としていた為、積極的攻撃には着手せず、又沖縄本島の戦況も米軍に有利に展開し、久米島に新たに飛行場を建設する「三井中止された」と回った。この間散発的に続いた戦闘で戦死者が生じたが、七月敵攻撃部隊の一部が交代し、施設部隊も順次減少して行った。

八月三十日、久米島守戦予備交渉に於いて、日本の終戦確認の為米軍通信兵器の貢与を申し入れ、爾後折衝を続けた。

九月二日、米軍情報将校二名が沖縄攻略軍司令部の許可を得たと、米軍通信兵器を指定の場所に持参して来た。見張所員が之を自由に操作して、日本のラジオ放送を聞く事が出来た。この時耳に入つて来たのはのびのびとした天気予報に次いで東京湾、米戦艦ミズリ号上に於ける降伏調印式の実況放送だった。ついで始めて日本陸軍の軍楽を知り、停戦協定に相互調印したのである。

九月八日〇九〇〇久米島守戦川村大原部落の松原に於いて投降式を行ひ、日本軍は自由に武器を解除、米軍に引き渡し、所定の収容所に収容された者は四十一名であった。

訣別電

全員最後ノ突撃ヲ敢行ス。皇國ノ威風地
球全域ヲ靡カス日ヲ
祈リツツ神鬼トナリ
醜敵ノ全部ヲ殲滅セ
ントス。

天皇陛下萬歳

昭和二十年六月二十六日

〇八二〇 発信

久米島部隊 指揮官
沖縄方面根據地隊 司令部附
海軍兵曹長 鹿山正

投降條件

昭和十九年九月一

久木島米國陸軍都督總指揮官

陸軍半松吉宣上士十一二天

一、本處米國政府代表人未歸米國陸軍總指揮官上士左記條件依リ久木島日本軍最高指揮官海軍兵曹長鹿山正殿

又指揮下之九部下、投降ヲ受諾ス

三、投降條件

不全武装、貴官手押收入事

口私物又被服小押收也一事

八、投降者、セテト一會議、國降法依持

トニシ公事、待遇本食住医療等

ア保證スニ事

米國政府、結局於捕虜ラ速ニ安金

三百本本土送還スル事

三、投降乞願所ト日本軍最高指

揮官海軍兵曹長鹿山正殿ト本

官會見席上決定不事

未前記各項成立、昭和十九年五月一日相立

署名不

John L. Thomas
Lt Col Inf
Commanding

DEPARTMENT
ON THE ARMY

RECEIVED AUG 14 1945

September 1st, 1945

CONDITIONS FOR SURRENDERING

John L. Thomas
Lt. Col Inf. Commanding
in Kumejima

1. I, representing Government of the United States and as the commanding officer of U.S. Army in Kumejima, hereby accept the surrender of Mr. Tadashi Kayama, Sergeant Major as the commander of Japanese Navy in Kumejima and his men under the following conditions:
2. Conditions for surrendering
 - (1) All of your arms are to be taken possession.
 - (2) Personal belongings and clothing of soldiers are to be remained in your side.
 - (3) Surrenderors are to be asured impartial treatment for food, clothing, sheltering, medical care, etc. as prisoners under the International Law of Geneva Conference.
 - (4) The U.S. Government shall finally send those prisoners back to homeland quickly and safely.
 - (5) Time and location of surrendering are to be settled between Mr. Kayama, Sergeant Major and commander of Japanese Navy, and me on meeting.
 - (6) The conditions above shall be valid on September 1st, 1945 after the signatures of both parties given on this document.

(Signature)

970 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21

8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

① 申 請 書 株 式
公 告 有 限 公 司
總 务 部 事 宜

申 請 書 株 式
昭 和 二 十 五 年 月 日 提 出

覺 書 該 当 指 定 の 特 免 申 請 書

住 所 代 名 月 日 生 (印)

外 閣 総 理 大 臣 殿

私 儂 昭 和 二 十 四 年 政 令 第 三 十 九 号 の 規 定 に 据 て 該 書 該 当 者 に
し て の 指 定 の 特 免 を 申 請 し ま す。

一、外閣総理大臣

年 月 日 指 定

二、覺書該當者として指定された理由

三、異議申立 有無 許願提起 有無

四、特免申請の理由 別紙の通り

昭和三十五年十二月十五日 檻

賞書該商指立時免申請書

徳馬釋名東郡南井村日開二七

鹿

山

正

大正元年十一月廿生

外國總理大臣殿

私儀昭和三十四年政令第三千九号。規定甚く賞書該商者としての

指立、將免申請書

八外國總理大臣

三十三年十月二十八日指立

『賞書該商者一に指立する理由 海軍正規將校

六異議申立

無

財務大臣

無

四 特免申請の理由

列紙の通

一四〇六五六六

履歴證明書

元海軍少尉

鹿

山

正

三

事

記

年 月 日	記 事
昭和八年一月十日	佐世保海兵團入団、海軍四等水兵を命ず。
昭和八年四月一日	海軍三等水兵を命ず。
昭和九年五月一日	海軍二等水兵を命ず。
昭和十年五月一日	海軍一等水兵を命ず。
昭和十二年五月一日	伍海軍三等兵を命ず。
昭和十三年七月一日	伍海軍二等兵を命ず。
昭和十五年五月一日	伍海軍一等兵を命ず。
昭和十六年十一月一日	本半劔令才六百十號依、海軍上等兵を命ずる。
昭和十八年十一月一日	伍海軍兵長

昭和十八年十月一日

佐世保守一海兵團准士官學生を命ず

昭和九年三月三日

佐世保鎮守府附(佐世保海兵團長承命服務)

昭和九年六月十日

オニタ一海軍航空隊附を命ず

昭和九年七月十日

佐世保鎮守府附を命ず

昭和九年八月五日

佐世保海兵團長の命を承り服務すべし

昭和九年八月十日

沖縄方面根據地隊司令部附を命ず

昭和九年五月一日

佐世保軍少尉

昭和九年五月一日

補沖縄方面根據地隊司令部附

昭和九年一月九日

豫備役被仰付

本人復讐は右の通りであるが昭和三年五月一日特務士官乍用時の折轍

は沖縄方面根據地隊司令部で折轍は沖縄小祿不あり當時既に同地は激戦中

のため内地との通信連絡は絶縁として住官の命令を通達するところが出来ず終戦後

本人が内地復讐する遂該住官を承知する所もあることを證明する。

昭和三年五月二十二日

佐世保地方復興殘務處理部長

佐世保

證明願

徳島縣名東郡南里村日向元八

鹿山

大正元年十一月廿四日

昭和十九年勅令第一号による見事高級少尉にて(海軍少規將校)
指定されてゐる。昭和十三年法務府令第4号によると出
来荷り為徳島縣知事署長支那和三十一年三月三日附届出通
知書と同年三月五日接受する。平見事高級少尉にて指定され
ゐることを承認した旨(前記)を証明を申候事とす。

昭和十九年十一月廿四日

徳島縣名東郡南里村日向元八

鹿山

正

正

大歎出過了相送世之子。謹明才子

西元年十二月廿四日

德島縣知事鄭國軍村長湯波信成

覺書該當指定。特免申請理由書

本籍地德島縣名東郡南井上村開二七八

現住所同上

鹿

山

正

大正元年十一月十四日庄

一退職(終戰)時。勤務地

沖繩方面根據地豫司令部附

一退職(終戰)時。勤務地

沖繩列島久米島特設見張所

一退職(終戰)時。官職

久米島特設見張所長 海軍兵曹長

六復員年月日

昭和三十一年一月九日

沖縄在島米軍收容所より来船にて神奈川縣用買着復員

一復員後官職

命令上依、階級上准海軍少尉特任官

爾後農業に從事中

一特免申請理由

前記の載の通り私は海軍在職中海軍将校としての職務を執りたゞること又復員後海軍少尉となりたるもの以前より海軍少尉となりたことを知り給此より昭和三十一年二月以降勤務地に於け連絡杜絶し見張所金員又給なし終戦となり復員時其の事情を復員前に申入川久未島勤務遂更金員給此を請求して給此擔任願

たゞ佐古保鎮守府書類不備的理由に支給されずまゝ現在に到つて居り亦終戰時官職は於より昭和三十一年九月一日現地に於て未軍久未島改略部隊指揮官と同日停戦協定投降約定書を作製兩軍指揮官記名サインの上取交へあり其の上官職は海軍兵曹長なり
左約定書は復員、降東洋復員向在部に提出、上せん交付せられ現在在人保管中なり(副紙字の通り米軍には私の名義が記入あり)
右の事情は私は対応該當者との條件を備へて為に指揮官と受けたる手頭考へ依て官報等の閲覧等又何等通知と様子を察する昭和三十一年三月三日附徳島縣地方課長より届出に有す通知書と今年三月三日接見初めて官報と御覧し商討特技にて返却官吏委嘱議事に立期向満了と今迄の事と知り全月七日届出に付す連絡理由書を法務總裁に提出したる実情なり
爾後佐古保復員向に履歴證明書作成を依頼現任に到り次々と萬

類被擄 特免申請手續を拿へ到たゞります

以上かく私は海軍在職中正規將校として特權と待遇並禮遇を有せず
権利を行使し義務を履行した事なく本人の承知せぬ間口書類二覽
書該當者となり居り又特免申請の期間は本人の不注意と雖も真に
やひを得ざる以上宣情に依らずより少く特別の待遇庶みて本申請更に
理の上は審議解除あら人事を所願申上ます

特免申請理由右通り

昭和三十一年十二月十五日

在鹿山正

外國總理大臣殿

(寫)

投降條件

昭和三十一年九月一日

久米島米國陸軍部隊總指揮官

陸軍中佐 ジョーン・エル・トーマス

一、本官ハ米國政府ラ代表シ久米島米國陸軍、總指揮官トシテ
左記、條件ニ依リ久米島日本軍最高指揮官、海軍兵曹長
鹿山正殿及指揮下ニマル部下、投降ラ更諾ス

二、投降條件、

1、金武裝ラ貴官ヨリ押收スルコト

2、私物及被服ハ押收セサルコト

ハ、投降者ハ也未心一會議、國際法ニ依リ捕虜トシテ公

NAME

Ministry of
Prefecture of
City of

No.

名 氏

七 六 五 四 三

二 一
 の理をされ一六これはこけずは各明記場、文
 さは記良記瞭戦合、文に照
 提は職本調
 され補よい者五の提質調ばのいすが一戦心戦に事は、照
 るたる公その職の他以に重いのな候補の明闇空い。項該入は文、によ
 者は候補職令罰金年は記な戦事項とどく外せの二た者にて
 後の下よい者たるることとそれが若年及び虚
 とし用い等白がない場合は「該當しない」
 文句合は「該當しない」
 紙とし用い等白がない場合は「該當しない」
 かを記入し、補助紙とし用い等白がない場合は「該當しない」
 ことをでき現且づ令否の記載したまじめに正確に且
 たることを辞さず。占刑は第表記載したものに公せ又第せら又
 みそ公職らは十

別記様式(一)調査表様式

(記載上の一般的注意)

文合の英表は「け方の長官合は四通、公及

で記載する。日本文及び英文で記載する場合に對する場合は三通(公

で記載する場合に對する場合は更に三通)

Form No. 1 (Form of Questionnaire prescribed in Article 7 of Imperial Ordinance No. 1 of 1947)

Questionnaire

Instructions:

- This Questionnaire shall, except as required otherwise, be submitted in three copies in case addressed to Prime Minister (in four copies, for a candidate running for public office by election) and in duplicate in case addressed to Prefectural governor.
- This Questionnaire shall be filled out in Japanese, but in the case of all Questionnaires submitted to the Central Screening Committee will be filled out both in Japanese and English; and the English version is to be collated with the Japanese on the opposite page. The English version will prevail if discrepancies exist between it and the Japanese version.
- Answers must be entered clearly in block letters.
- Every question must be answered precisely and conscientiously and no space is to be left blank.
- If the question is inapplicable, so indicate by some appropriate word or phrase such as "none" or "not applicable".
- Add supplementary sheets if there is not enough space in the Questionnaire. In this case, reference must be made in the space by some appropriate word such as "continued to supplementary sheet".
- Under the provisions of Article XVI Imperial Ordinance No. 1 of 1947.

Any person who has made false entries or entries lacking full and complete disclosure on relevant or material matters in this questionnaire or any person who has been asked to present a questionnaire, but fails to do so, shall be punished with penal servitude or imprisonment for not more than three years or with a fine of not exceeding 15,000 Yen.

Any person who has been sentenced to penalties provided in the preceding paragraph, shall be removed, in addition to cases provided in other laws and ordinances, from any position in the public service which he occupies and shall be excluded thereafter from any position in the public service.

Any person coming under the provisions of the preceding paragraph shall be ineligible for any elective position in the public service. In case he has filed candidacy already, he shall be deemed to have withdrawn his candidacy.

平ナル待遇(衣、食、住及医療等)ヲ保證スルコト	采同政府ハ無角ニ於テ捕虜ヲ速ニ安全ニ日本本土ニ送還スルコト
兵曹長鹿山正殿ト本官会見席上ニ決定スル事	前記各項、成立ハ昭和三十一年九月一日相互署名ニ依
右署名ス	John F. Thomas JOHN L. THOMAS Lt Col Inf Commanding